

一般廃棄物の搬入の承認の申請に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第4条に定める一般廃棄物の搬入の承認の申請について必要な事項を定める。

(一般廃棄物の搬入の承認の申請書の様式)

第2条 規則第4条に基づく申請書の様式については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接搬入する場合 第1号様式
- (2) 連絡ごみ受付センターへ事前連絡する場合 第2号様式

(搬入の申請の特例)

第3条 規則第4条ただし書の市長が特別の理由があると認めるときとは、市長の認める天災により生じた一般廃棄物を搬入する場合及びその他市長が特別の理由があると認める場合とする。

(搬入の承認)

第4条 市長は、規則第4条に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、適当と認める場合には承認するものとする。

(承認の基準)

第5条 承認の基準については、当該申請により搬入しようとする物が、本市の一般廃棄物処理実施計画に基づく適正な分別の基準に合致していることとする。

(承認の取り消し)

第6条 市長は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第15条の承認を受けた者が、前項に規定する承認の基準を満たさないことが明らかになった場合は、当該承認を取り消すことができる。

(火災残材物の場合の特例)

第7条 火災残材物を搬入する場合は、浜松市火災残材物の搬入に関する要綱により、本要綱は適用しない。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

